

令和2年（2020年）11月 農水局

## 1 計画策定の経緯と位置付け

国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設（国税：平成31年4月施行）されるとともに、所有者不明の森林の増加や担い手不足等の課題に対応するため、市町村が主体となって森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備を行う森林経営管理制度の運用が開始された。

このような中、熊本市第7次総合計画中間見直しにおいて位置付けた基本方針「健全な森づくりの推進」に沿ってその取組を着実に推進していくため、「熊本市健全な森づくり推進計画」を策定する。

なお、計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間で、森林法の規定に基づき5年後の令和6年度に見直しを行う。

## 2 計画のポイント

本市の森林の特徴を踏まえながら、将来にわたって森林の有する多面的機能を十分に発揮する「健全な森づくり」に取り組むため、本市の森づくり施策の具体的な方向性を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方向性を市民に広く示す。

## 3 計画（素案）の概要

「熊本市健全な森づくり推進計画の策定について（概要版）」参照

## 4 これまでの取組

令和2年 2月	令和2年第1回定例会（市議会）（計画骨子、スケジュール等報告）
令和2年 8月	第1回熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会
令和2年10月	第2回熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会
令和2年12月	令和2年第4回定例会（計画（素案）の報告）

## 5 今後のスケジュール

令和2年12月	計画（素案）へのパブリックコメント募集
令和3年 2月	第3回熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会
令和3年 3月	令和3年第1回定例会で計画（案）の報告
令和3年 4月	国・県への意見徴取・協議
令和3年 5月	計画の策定（市長決裁）

序章 計画策定の趣旨と位置付け

本市では、豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」、「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山の緑や川辺の緑の保全を推進しており、私たちは、森と市民の関係を再び強いものに築き上げ、次の世代につなげるための取組を進めていく必要がある。

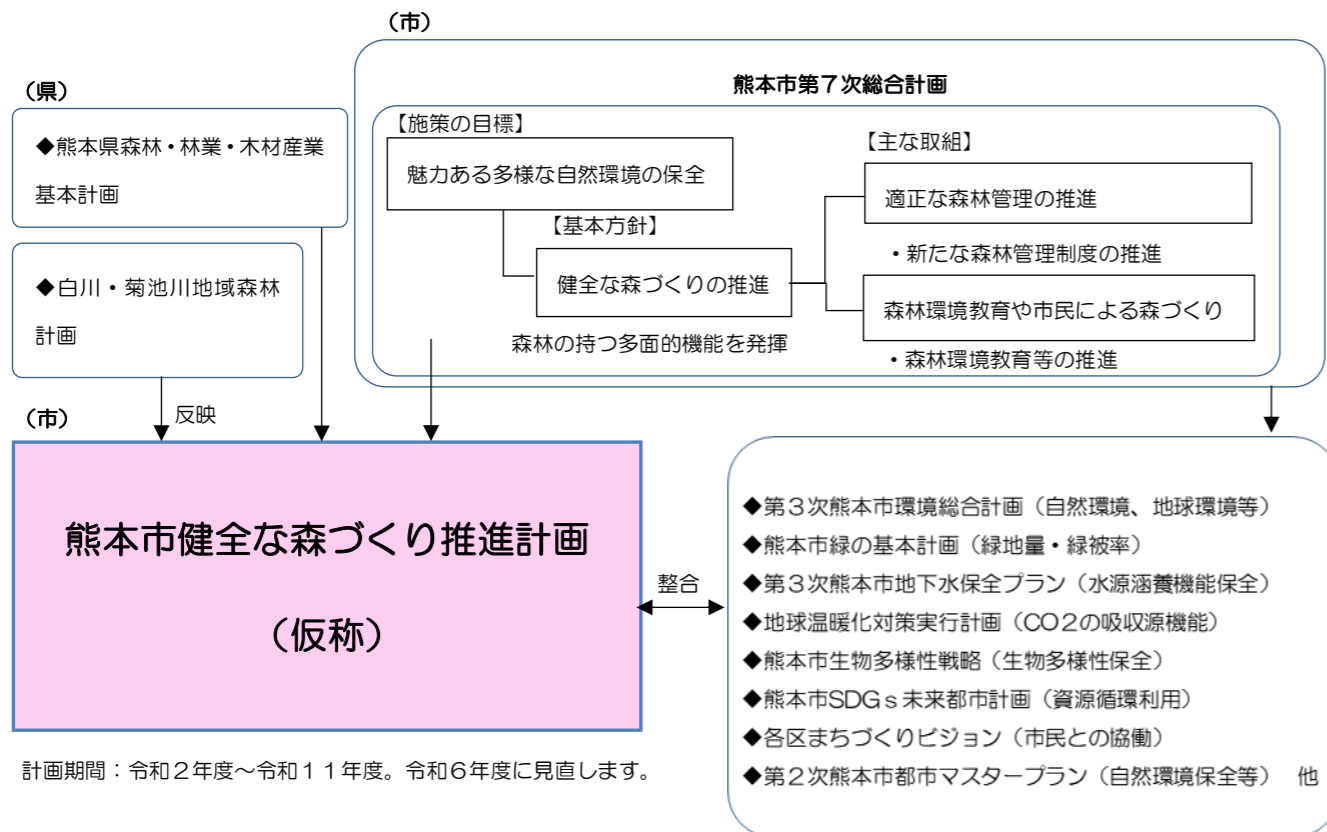
市内の森林は天然林と竹林が大半を占めており、人工林率は県内他市町村に比べても低く、木材生産は金峰山地区の一部地域において行われている。かつてはエネルギー源等として、生活との密接な関係の中で活用されていた里山は、現在では、生活スタイルの変化や森林所有者の高齢化等により、手入れ不足となっている。一方では、各種法人やボランティア団体等による自然観察活動や森林を活用したまちづくりイベント等が行われ、活動する地域団体が増加傾向にあるなど、市民や民間事業者を主体とした森林の整備・管理や活用が広がりを見せ始めている。

このような中、国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林の有する機能の発揮に向け、市町村が主体となって森林整備を行う森林経営管理制度の運用が開始された。

そこで、熊本市第7次総合計画中間見直しにおいて位置付けた、本市の森づくり施策の具体的な方向性を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方角性を市民に広く示すものとして、「熊本市健全な森づくり推進計画(仮称)」を策定する。

◆計画の位置づけ

本計画は、森づくりの具体的な取組の方向性を示すとともに、森林法に基づき策定している市町村森林整備計画(※主に私有林の適切な森林施業に向けた技術的な規範を記載)を含める形で策定。



第1章 熊本市の森づくりの推進方向

◆森づくりの方向性

森林を適切に整備・管理するとともに、森林を積極的に活用して健全で多様な森づくりを進めることは、防災・減災や豊かな水と生態系の確保、心身の豊かさを育むことにつながる。

熊本市第7次総合計画のめざすまちの姿である「災害に強くだれもが安心して暮らせるまち」や「上質な生活都市」など、上位計画を実現するため、森づくりの目指すべき方向性を示す。

1. 森林の有する多面的機能の高度発揮

▶検証指標  
森林経営管理制度による  
森林所有者意向調査の実施面積

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
56ha (予定)	300ha	600ha

※所有者が森林を自ら管理するか、委託するかの意向を確認する調査

- ・ 公益的機能を十分に発揮させる森林整備・管理
- ・ 木材生産の可能な箇所における間伐等の適正な実施
- ・ 市有林を多面的機能発揮のモデル林として整備



管理が不十分な森林



管理された森林

2. 放置竹林対策の取組の拡大

▶検証指標  
放置竹林対策(森林・山村多面的機能発揮対策交付金等)に取り組んだ面積

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
37ha (予定)	50ha	65ha

- ・ 放置竹林対策の継続と取組面積の拡大
- ・ 竹林を地域資源として有効活用



放置された竹林



管理された竹林

3. 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成

▶検証指標  
森に親しんだ市民の割合

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
数値なし	増加	増加

- ・ 森林環境教育の場としての市有林の整備・活用
- ・ 市民との協働による里山の保全と活用
- ・ 森林環境教育及び木育の推進



小学生の体験活動



遊歩道の整備例

## ◆森づくりの推進方策

### 1. 森林の有する多面的機能の高度発揮

- (1) 森林経営管理制度の運用により適切な森林管理を推進
  - ① 森林整備の継続に向けた担い手の育成
- (2) 市民が親しむ森林空間(遊歩道等含む)の整備と活用を推進
  - ① 市有林の有効活用の推進

### 2. 放置竹林対策の取組の拡大

- (1) 市民との協働による放置竹林対策と竹林の有効活用を推進
  - ① 森林山村多面的発揮対策交付金等の活用、② 放置竹林対策の持続的支援に向けた体制づくり、③ 竹林の有効活用の推進

### 3. 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成

- (1) 市民が親しむ森林空間(遊歩道等含む)の整備と活用を推進 <再掲>
  - ① 市有林の有効活用の推進
- (2) 市民との協働による里山の保全と活用を推進
  - ① 森林環境教育の拠点となる施設の整備と運用の検討(既存施設を含み検討)、② 活動団体の横のつながりとまちづくりとの連携推進の仕組みの構築、③ 森林フィールドを活用して活動団体が実施するイベント等への支援、④ 市民との協働による森林の整備・保全や活用に関する活動を支援
- (3) 森林整備の必要性や木材利用に関する普及啓発の推進
  - ① 森林環境教育による森林の多面的機能の周知、② 木育の推進、③ 広報・PR活動(イベント等)を推進、④ 森林の持つ地下水の水源涵養機能の向上、⑤ 公共施設整備への木材利用



## ◆森林環境譲与税の活用の方角性

### 1 熊本市への森林環境譲与税の譲与額(想定)

R1年度(2019年度)	R2年度(2020年度)~	R4年度(2022年度)~	R6年度(2024年度)~
0.42億円/年	0.90億円/年	1.16億円/年	1.43億円/年

※令和2年度税制大綱に示された措置(財源に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用)に基づき試算した額

### 2 本市における森林環境譲与税の活用の考え方

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨に基づき森林の有する公益的機能の維持増進に資するよう適正に活用するものとし、「森づくりの推進方策」に基づいた取組等に活用する。

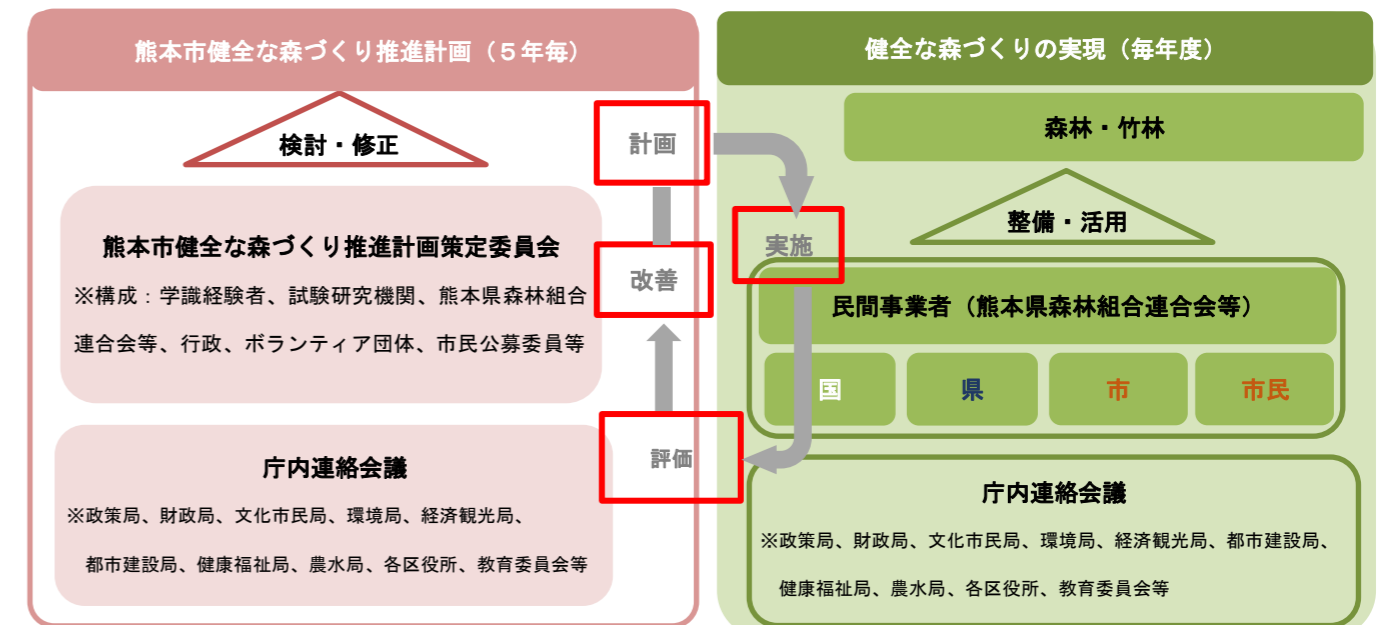
### 3 活用の具体例

- (1) 森林経営管理制度の運用
- (2) 森林整備の担い手確保の推進
- (3) 市有林の整備・活用(森林環境教育等のフィールド整備・活用等)
- (4) 森林環境教育・木育の推進及び木材利用の普及啓発に関する取組
- (5) 白川・緑川・菊池川上流域の地下水水源涵養林の整備に関する取組

### 4 森づくり推進基金の設置

今後、増加が想定される森林経営管理制度の運用に伴う私有林の整備・管理や森林関連施設の整備、公共施設への木材利用(木質化)等に備えて、森林環境譲与税の受け皿となる基金を設置し効率的な運用を行う。

## ◆推進計画の推進体制



## 第2章 森林整備に関する基準(市町村森林整備計画)

第2章は、森林法に基づき市町村が定める森林整備計画で、主に私有林の適切な森林施業に向けた技術的な規範として策定。国の関連通達に基づく様式に示された事項について記載することが求められており、使用する用語や設定する森林の機能、伐期を含めて、上位計画である熊本県の「白川・菊池川地域森林計画」に適合するものとして定める。